

「健康都市弘前」推進企業認定制度の創設について

現在の弘前市人口減少対策に係る企業認定制度(弘前市移住応援企業、弘前市子育て応援企業、ひろさき健やか企業、弘前市女性活躍推進企業)は、平成26年度から各制度が順次創設されました。以来、市内事業所にも認知され、各種取組も促進されたことから、一定の役割が果たされたものと考え、令和6年3月31日をもって廃止し、現制度を一本化した「『健康都市弘前』推進企業認定制度」を新たに創設することとしました。

新制度の概要

「健康都市弘前」の実現に向け、従業員の働き方の見直しや職場での健康づくりなどに資する企業の自主的な取組を積極的に推進するため、福利厚生制度の充実、健康の増進、仕事と子育ての両立支援の推進、女性の雇用環境の改善及び移住・交流の促進に積極的に取り組む企業等を市長が認定する制度。

現行制度

ひろさき健やか企業認定

【担当課:健康増進課】

移住応援企業認定

【担当課:企画課】

子育て応援企業認定

【担当課:こども家庭課】

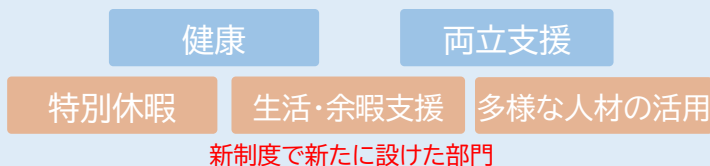
女性活躍推進企業認定

【担当課:企画課】

新制度

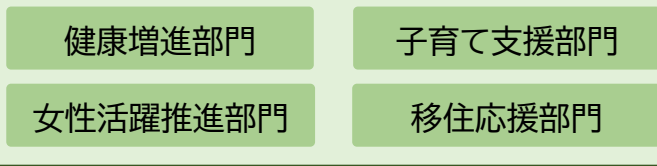
「健康都市弘前」推進企業認定(基本認定)

認定表記は「『健康都市弘前』推進企業」となります。
▶認定項目は、次の部門に関する基本的な事項です。



「健康都市弘前」推進企業認定(部門別)

認定表記は「『健康都市弘前』推進企業(〇〇部門)」となります。各事業所において、積極的に取り組んでいる部門が明確になります。(各部門ごとでの認定)



【担当課:商工労政課】

- ※「部門別認定」は、「基本認定」とセットでの申請となります。
- ※ 認定期間は2年間です。

1 現行制度の認定について

- (1) 現在の有効期限に関わらず、現行制度の認定は令和6年3月31日までとなります。
- (2) 現行制度の認定企業は、特例制度により新制度の認定企業とみなすこととします。(新制度の認定を希望しない事業所等は除きます。)

【注意事項】

① 特例制度の認定期間は、令和6年4月1日から現在の有効期限までとなります。

② 新制度では「基本認定」(上図の青枠部分)での認定企業とみなされます。
なお、「部門別認定」(上図の緑枠部分)を受ける際は、新制度により改めて申請し、審査を受ける必要があります。 ※新制度の詳細・申請方法は改めてお知らせします。

2 認定企業のメリットについて

- ・ 特例制度で認定された場合は、引き続き、新制度のメリットを受けることができます。
- ・ 新制度では、基本的に現行制度のメリットを引き継ぐ方向で調整していますが、「**総合評価落札方式による入札での優遇**」は**廃止**します。

【現在調整中の内容】

① 企業PR・イメージアップ

市HPやSNS等で企業名や取組の周知 / 広報ひろさきでの特集や企業紹介記事の掲載
 大学等でのPR / ハローワーク求人票へ認定企業の表示 / 認定証と認定マークステッカー
 交付 / 認定マークの自社HPや印刷物への表示

② 融資制度の金利引き下げ

地方創生推進に取り組む地元企業を対象とした融資制度や、優遇金利付きの融資商品を取扱う
 各金融機関と連携

③ 有料広告掲載料の割引

広報ひろさき、市職員及び市立小・中学校職員グループウェア画面広告、二十歳の祭典プログ
 ラム、本庁舎車両広告に有料広告を掲載する際に、掲載料の割引を実施

3 今後のスケジュールについて

	令和6年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
新制度	移行を希望する場合			特例認定期間		
	特例認定の 移行確認					
旧制度	移行を希望しない場合			認定申請 受付	認定期間	
	認定期間		終了	※新制度の詳細・申請方法は改めて お知らせします。		

問合せ先

【現行制度に関すること】

弘前市 企画部 企画課

TEL 0172-40-7121

Eメール: kikaku@city.hirosaki.lg.jp

【新制度（特例制度を含む）に関すること】

弘前市 商工部 商工労政課 雇用支援係

TEL 0172-35-1135

Eメール: shoukou@city.hirosaki.lg.jp